欧州特許庁（EPO）審判部、請求項の補正に合わせて明細書の記載を整合させる必要があるかについて拡大審判部審決を公表

２０２６年９月８日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州特許庁（EPO）審判部は、2026年9月3日、請求項の補正に合わせて明細書の記載を整合させる必要があるかに関して技術審判部から付託された質問を受けた拡大審判部の審決（G1/25）を公表し、同庁ウェブサイトにて本件に関するプレスリリースを公表した。

審決では、補正の場合に限らず、より広範囲に、請求項と明細書及び図面とを整合させる必要があるか、について判示している。

１．背景

過去の判例では、請求項を補正した際に明細書の記載を整合させるべきかについて、意見が分かれていたため、下記質問1が付託された。また、EPCのどの要件をその根拠とするかについて、下記質問2が付託され、合わせて、異議申立以外に審査過程においての補正がなされた場合について、下記質問3が付託された

① 異議申立手続又は異議申立不服審判手続中に欧州特許の請求項が補正され、その補正によって補正後の請求項と特許の明細書との間に矛盾が生じた場合、EPCの要件に従って、矛盾を解消するために明細書を補正後の請求項に適合させる必要があるか？
② 最初の質問がyesの場合、EPCのどの要件がそのような適応を必要とするか？
③ 欧州特許出願の請求項が審査継続中または査定不服審判継続中に補正され、その補正によって補正後の請求項と特許出願の明細書との間に矛盾が生じた場合については、質問1と2に対する回答と異なるか？

２．拡大審判部の審決

審決G1/24にて、特許性を判断する目的で請求項の解釈を行う際、常に明細書及び図面を参照すべきであることが示された（4.-5.）。G1/24後の他の審決で示されたように、請求項の解釈とは、請求項と明細書と図面とを一体的に読み解いた結果である（7.）。明細書及び図面は、当業者が請求項の文言に与える意味に影響を及ぼし得る。しかし、請求項の文言自体から合理的に導くことのできない限定又は拡張を、明細書及び図面によって請求項に付加することはできない。明細書及び図面に基づいて請求項を読んだ当業者は、明細書に示される定義をその通りに受け入れ、その定義が技術的に妥当であり、かつ、請求項、明細書及び図面の全体的な示唆と一致する範囲において、その定義が持つ拡張的側面と限定的側面の両方を考慮に入れて、請求項の用語をその意味で解釈する（10.）。G1/24

は特許性の判断に関するものであったが、その論理は審判部が適用する請求項の解釈の一般原則を特定するものである（11.）。本審決は、G1/24 に関する上記理解に基づく（12.）。

質問 3 について先に回答すると、請求項の解釈において明細書及び図面が果たす役割は、手続きの段階によって左右されるものではなく、質問 3 の回答は「いいえ」となる（13.-15.）。

重要な論点は「不整合」が何を意味するのかという点であり、質問を付託した中間決定にも欧州特許条約（EPC）にも定義は示されていない（16.-17.）。

請求項と明細書（図面含む）との間に不整合が存在するのは、明細書（図面含む）中の 1 つ以上の記載が、請求項の見かけ上の意味とは一致しない解釈を示唆しており、かつ、その不一致が G1/24 に示された原則を適用しても容易に解消できない場合である（18.）。

単に明細書（図面含む）に、請求された発明の主題の範囲に含まれない技術的事項、実施例、実施形態が含まれているというだけでは、不整合とはならない。他方、不一致に起因して、技術的事項、実施例、実施形態が請求された発明の主題の範囲に含まれるか否かが不明確となる場合には、不整合となる（20.）。不整合な記載が含まれており、かつ、EPC の 1 つ以上の要件への不適合を招く場合、不整合が解消される必要がある（21.）。逆に、不整合が EPC に基づく審査において重要でない場合には、不整合を解消する必要はない（22.）。

付託質問は、請求項の補正に関連して生じたものであるが、上記アプローチと不整合の定義は、補正の有無によって左右されるものではなく、EPC の下での請求項の認定を規律する一般原則を反映するものである（24.）。

したがって、明細書及び図面を請求項と一致させる必要性は、不整合が存在すること自体に起因するものではなく、不整合が EPC の要件への不適合を招くことによって法的な意味をもつ場合、かつその範囲においてのみ生じる（43.）。

本決定で示された基本原則は、請求項と明細書（図面含む）との不整合全般に適用されるものであるが、質問への回答は以下となる（48.）。

質問 1 については、不整合が EPC への不適合を招くものである場合は、「はい」となる。

質問 2 については、不整合を理由として適合しなくなる EPC の規定である。

質問 3 については、上述のとおり、「いいえ」である（49.）。

３．審決の影響

請求項と明細書及び図面とが不整合である場合、一律に不整合を解消する必要はなく、不整合の結果として特許性や記載要件などの EPC の不適合がある場合に、不整合を解消する必要があることが示された。

請求項と明細書及び図面との整合についてこれまでよりも柔軟な判断がされるようにな

る期待があるが、どのような場合に不整合によって EPC の不適合に該当すると判断されるかについて、今後の運用に注意が必要である。

－EPO のニュースリリース等は、以下参照 －

（EPO のニュースリリース）

https://www.epo.org/en/case-law-appeals/communications/press-communique-3-september-2026-concerning-decision-g-125

（拡大審判部の審決　G1/25）

https://link.epo.org/web/case-law-appeals/Communications/G_1_25/Decision_of_the_Enlarged_Board_of_Appeal_of_3_September_2026.pdf

（技術審判部の中間決定　T697/22）

https://link.epo.org/web/press-release/2025/en-datasheet-interlocutory-decision-t-697-22.pdf

－拡大審判部への質問付託時の欧州知的財産ニュース等は、以下参照－

- 欧州特許庁（EPO）審判部、請求項の補正に合わせて明細書の記載を整合させる必要があるかについて拡大審判部に付託（2025 年 8 月 6 日）（PDF）
- 欧州特許庁（EPO）審判部、クレームの解釈における明細書及び図面の参酌についての拡大審判部審決を公表（2025 年 6 月 26 日）（PDF）

（以上）